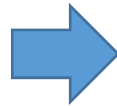


原子力災害時の 避難所運営マニュアル

避難元市町村

○○○



避難先市町村

□□□

令和2年1月30日

市町村による原子力安全対策に関する研究会

目 次

第1 避難所の開設

- 1 基本的な考え P 1
- 2 開設期間 P 1
- 3 関係機関との連携 P 1
- 4 運営に必要な人員・物資の確保 P 2
- 5 電話対応等 P 3
- 6 避難所以外に避難している人への対応 P 3

第2 避難所への入所

- 1 避難者の入所手続き P 4
- 2 避難者の登録・確認・退所 P 4

第3 避難所運営組織の立上げ

- 1 運営組織 P 5
- 2 活動班の役割 P 6

第4 様式

- 1 避難者集計票 P 7
- 2 物資依頼票 P 8
- 3 簡易避難者カード（避難所初期受付用） P 9
- 4 避難者名簿 P 10

第 1 避難所の開設

1 基本的な考え方

原子力発電所で災害が発生した初期段階において、避難元市町村は避難等に全力を挙げなければならず、避難所の運営を行うことは困難な状況が想定される。

このため、初期段階の避難所運営は、避難先市町村が担うものとする。また、避難元市町村は、早期に避難所運営を避難先市町村から引き継ぎ、避難者による自主運営へと切り替えるものとする。

2 開設期間

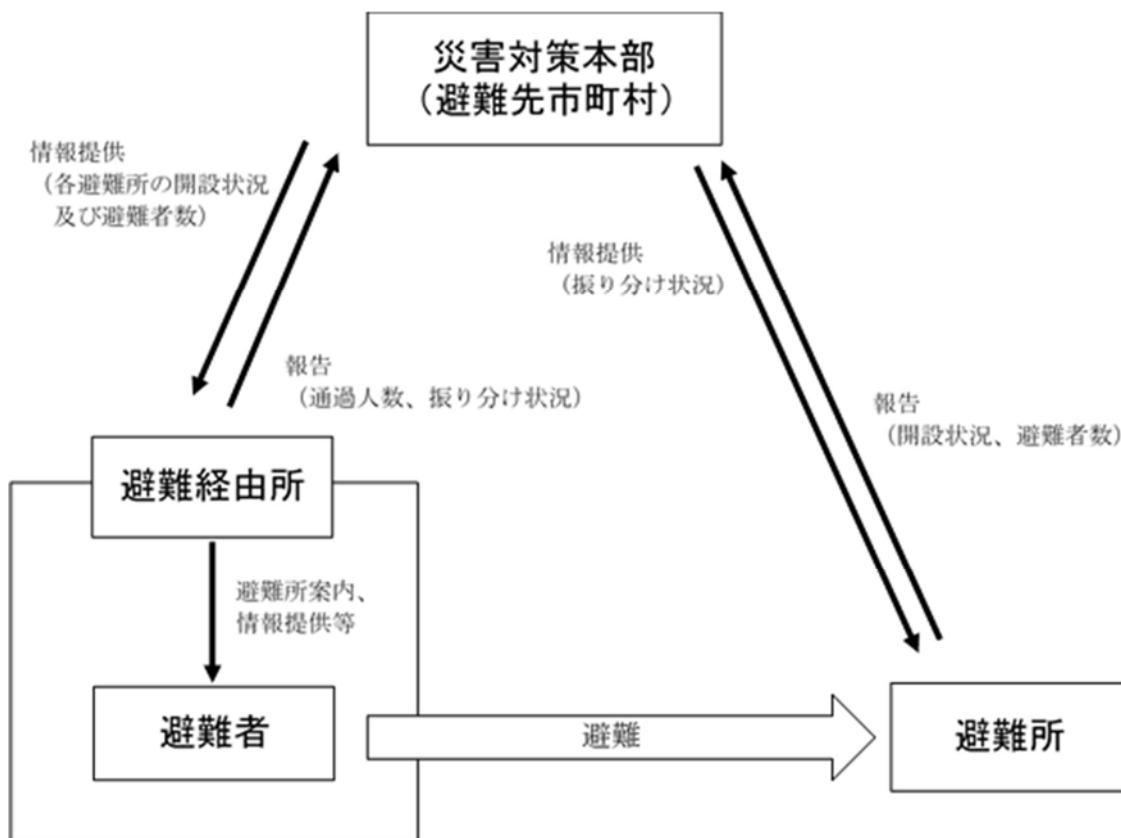
- (1) 避難元市町村は、住民の避難とともに避難先市町村に職員を同行させ、県及び避難先市町村と連携し、避難所の適切な運営・管理に協力する。避難所の開設と運営は、第一義的に避難先市町村が行い、運営は概ね数日から1週間を目途に避難元市町村と避難者主体に移行する。
- (2) 避難の期間が、1週間を過ぎるなど長期化が見込まれる場合、避難元市町村は、県への依頼を含め避難所の再調整を行う。県は、避難が長期化する場合に備え、国及び市町村と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ、体制を整備するものとする。
国、県及び避難元市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努める。

3 関係機関との連携

- (1) 新潟県の原子力災害広域避難受入調整マニュアルに基づき、避難先市町村は避難所を開設する。
- (2) 避難先市町村は、県等と連携し、それぞれの避難所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、県・避難元市町村に報告する。（様式1）
- (3) 避難先市町村は、選定した避難所を開設するほか、主要道路から避難経由所及び避難所までの誘導や避難経由所及び避難所の運営など、避難元市町村と連携して避難者を支援する。なお、避難先市町村は、避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、人権保護等の幅広い観点から、避難者の心理の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるように努める。

- (4) 避難先市町村は、県、県警察及び避難元市町村と協力し、避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

《避難先市町村における情報連絡体制（イメージ図）》



4 運営に必要な人員・物資の確保

避難所で必要な人員は、自然災害時と同程度の配置を基本とする。

避難元市町村は、避難所において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等、必要な物資の調達を県に要請し、県は避難所に直接搬送する。(様式2)

5 電話対応等

- (1) 避難者の安否等に関する問い合わせについては、避難者名簿に公開を可とする者のみの情報を公開するとともに、プライバシー保護の観点から情報管理には十分配慮する。
- (2) 入所者を呼び出す場合、電話は受信状態のままにせず、折り返し避難者から連絡させる。
- (3) 避難施設内の電話は受信専用とし、避難者が使用する電話は公衆電話等を使用する。
- (4) 電話等で入所者に関する問い合わせがあったときは、避難者名簿と照合する。



6 避難所以外に避難している人への対応

避難所以外（屋外の自家用車などを含む）に避難した住民等の把握に努めるとともに、食糧・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

第2 避難所への入所

1 避難者の入所手続き

(1) 避難者数の把握

入所者数を把握するため、避難者から氏名、地域及び要配慮者への該当の有無等を簡易避難者カードに記入してもらい、簡易的な受付を行う。(様式3)

(2) 避難者の誘導

女性の視点を踏まえ避難者に避難スペースを割り当て、生活スペースを確保し、避難者の中に体調不良を訴える住民がいた場合には、救護スペースへの誘導や病院へ案内を行う。福祉避難所等への入所が必要と判断した要配慮者がいる場合、福祉避難室の開設については、避難元市町村災害対策本部に設置を報告する。福祉避難所の開設については、避難元市町村災害対策本部と協議し、避難元市町村災害対策本部から避難先市町村に依頼する。

(3) 避難所ルール(初期段階)の配布

避難元市町村と避難先市町村が協議し作成した、避難者の安心、安全確保のために最低限必要な「避難所のルール」や、食料、飲料水の配布手順等について定めた「避難所のしおり」等を、避難先市町村は避難者に配布する。

《初期段階に必要と考えられるルール 例》

- | | |
|-------------|--------------------|
| ○物資支給のルール | ○防犯や防火に関する事項 |
| ○急病者発生時の連絡先 | ○ペットに関する事項 など |

(4) 住民への広報

避難先市町村は、原子力災害被災者の避難所が開設されたことを避難所の周辺や地域の住民に周知する。

2 避難者の登録・確認・退所

避難者が落ち着いた後、避難者名簿(様式4)を作成するため避難者への聞き取りを行い、名簿は避難者の状況を確認の上、適宜更新する。なお、安否情報の公開に支障がある場合、避難者の意向に沿って対応する。

入所中に以下の状況が認められる場合は、退所の措置をとるものとする。

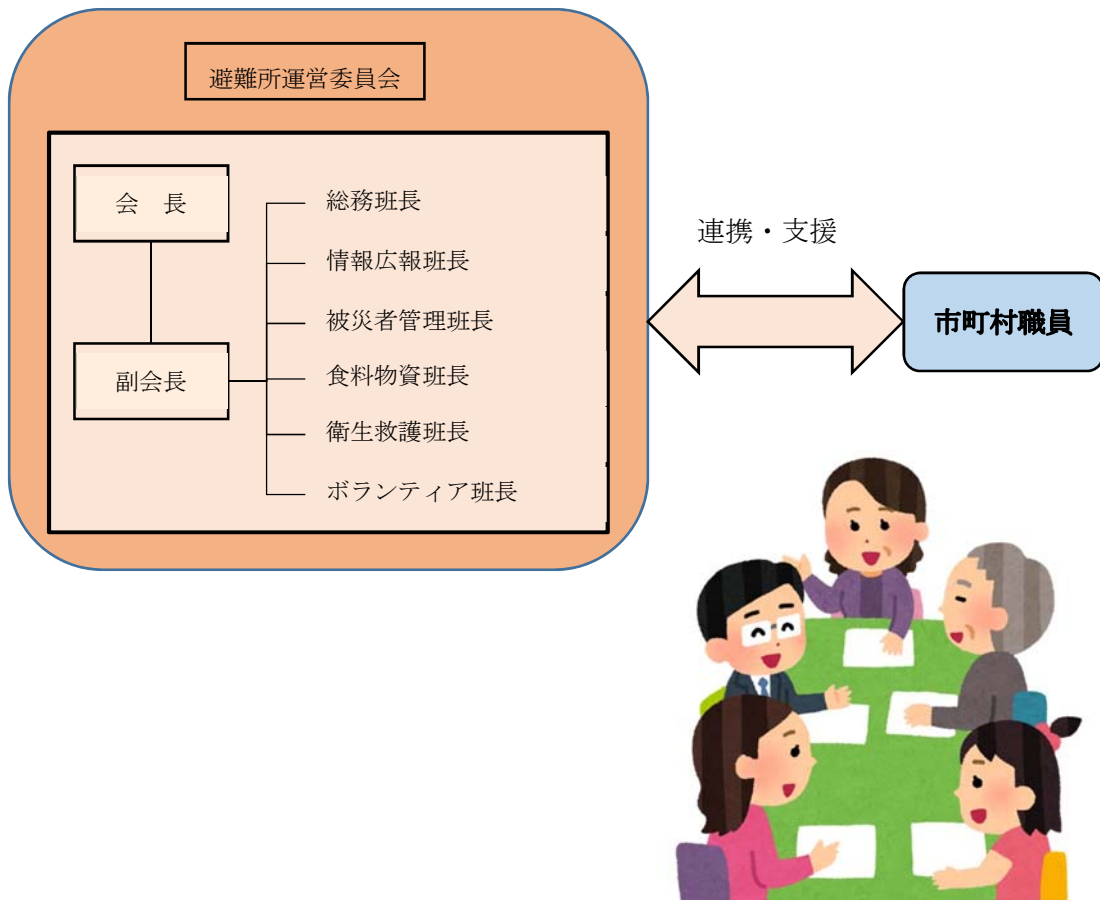
- ・ 避難所運営のための基本的事項等を遵守できず、他の入所者に悪影響を及ぼす、又は運営そのものに影響を及ぼす者。
- ・ 仮設住宅への入居決定等、新たな生活拠点の確保が可能となった者。

第3 避難所運営組織の立上げ

1 運営組織

- (1) 避難者の自助・共助の精神に基づき、避難者を主体とする避難所運営組織を立ち上げ、避難者がそれぞれの仕事を分担して避難所の運営を行う自立的な避難所運営を行うものとする。
- (2) 避難先市町村は、自然災害時の避難所マニュアル等に従って、より早期の立ち上げを支援するものとする。
- (3) 避難先市町村は、避難所運営委員会の立ち上げ後、避難所運営を避難所運営委員会に引き継ぎ、避難施設等の管理及び要請のあった支援を行うものとする。

(参考例)



2 活動班の役割

活動班	主な業務
総務班	避難所運営業務全般のとりまとめ 災害対策本部等との連絡・調整
情報広報班	各種情報の収集・提供
被災者管理班	避難者名簿作成の支援
食料物資班	生活物資・食料の管理・配給
衛生救護班	衛生管理、救護
ボランティア班	ボランティアの受入

新潟県災害対策本部及び〇〇市（町村）災害対策本部連絡先

No.	災害対策本部名	担当課	住所	電話番号
1	新潟県災害対策本部			
2	〇〇市（町村）災害 対策本部			

避難先市町村連絡先一覧表

No.	市町村名	担当課	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

【様式1】 避難先市町村→県・避難元市町村

避難元市町村名：	
避難先市町村名：	避難所名：

避難者集計票 【第 報】

報 告	令和 年 月 日	午前・午後	時	分現在	
避難者総計		人	避難世帯数		
内訳①	男性	人	女性	人	
内訳②	0～5歳	人	6～12歳	人	
	13～15歳	人	16～19歳	人	
	20～29歳	人	30～39歳	人	
	40～49歳	人	50～59歳	人	
	60～69歳	人	70～79歳	人	
	80～89歳	人	90歳以上	人	
内訳③	コミュニティ名		人 数・世 帯 数		
			人 (男性： 女性：)	世帯	
			人 (男性： 女性：)	世帯	
			人 (男性： 女性：)	世帯	
			人 (男性： 女性：)	世帯	
			人 (男性： 女性：)	世帯	
			人 (男性： 女性：)	世帯	
			人 (男性： 女性：)	世帯	
			人 (男性： 女性：)	世帯	
			人 (男性： 女性：)	世帯	
要介護者	人	障害者	人	妊産婦	人
負傷者	人	病人	人	外国人	人

※内訳①、②、③のそれぞれの合計は、避難者総計と必ず一致すること。

報告先	県	TEL:	FAX:	Email:
	避難元市町村	TEL:	FAX:	Email:

【様式2】 **避難元市町村→県**

避難元市町村名：	
避難先市町村名：	避難所名：

物 資 依 頼 票

発 信 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
発 信 者 名	

	品 名	サイズ等	数 量	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- (注意) 1、一行に一品、サイズごとに記入し、数量はまとまった数で記入してください。
 2、性別などは「サイズなど」欄に記入してください。

新 潟 県 災 害 対 策 本 部 記 入 欄				避難所受領サイン
受領月日	月	日	午前・午後	時 分
処理月日	月	日	午前・午後	時 分
届出月日	月	日	午前・午後	時 分

報告先	県	TEL:	FAX:	Email:
-----	---	------	------	--------

【様式3】

NO.

簡易避難者カード（避難所初期受付用）

枚数
/

避難元市町村名	コミュニティ名	住 所	電 話 番 号
			携帯 自宅

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢	性別	その他（身体の状況、必要な支援など）	要配慮者
1				男・女		
2				男・女		
3				男・女		
4				男・女		
5				男・女		

*記入された情報は、避難所等における各種支援活動の関係者で共有します。

*記入された個人情報について、関係法令等に基づき、適切に利用します。

施設担当者記入

入所受付：簡易避難者カード（初期受付用）受付日時						受入先	担当者
年	月	日	午前 午後	時	分		

□避難者名簿への記入 ※名簿記入#チェック#

NO.

簡易避難者カード（避難所初期受付用）

枚数
/

避難元市町村	コミュニティ名	住 所	電 話 番 号
			携帯 自宅

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢	性別	その他（身体の状況、必要な支援など）	要配慮者
1				男・女		
2				男・女		
3				男・女		
4				男・女		
5				男・女		

*記入された情報は、避難所等における各種支援活動の関係者で共有します。

*記入された個人情報について、関係法令等に基づき、適切に利用します。

施設担当者記入

入所受付：簡易避難者カード（初期受付用）受付日時						受入先	担当者
年	月	日	午前 午後	時	分		

□避難者名簿への記入 ※名簿記入#チェック#

避難先市町村名：		避難者名簿				【様式4】	
避難所名：						No	
①入所年月日						②住所	
ふり かな 氏 名		避難状態 ア 避難所 イ 車 ウ テント エ その他	年 齢	性 別	要 配 慮 者	③(電話)	
						④コミュニティ	
世帯主						④家屋の被害状況 全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・電話不通	
ご 家 族						⑤親族などの連絡先	
						住所	
						氏名	
						電話	
						⑥車種等(使用者のみ)	
						車種	
						色	
						ナンバー	
						⑦避難情報	
						あなたの家族は全員避難していますか？	
						イ 全員避難した	
						ロ まだ残っている⇒どなたですか？	
						() () ()	
						⑧安否情報	
						あなたの家族は全員連絡が取れましたか？	
						イ 全員連絡が取れました	
						ロ まだ取れていない⇒どなたですか？	
						() () ()	
						*あなたの家族でここに避難した人だけ記入してください。	
⑨特別な配慮		*ご家族に病気等の特別な配慮を必要とする方がいるなど注意点があたらご記入ください。					
⑩安否情報の問合せ		安否情報の問合せがあった場合に、住所・氏名をお答えしてもよろしいですか？				はい ・ いいえ	

* 記入された情報は、避難所等における各種支援活動の関係者で共有します。
* 記入された個人情報について、関係法令等に基づき、適切に利用します。

退 出 年 月 日	年 月 日	登録者数	人
転 出 先	住 所	通所者数	人
	電話番号		
備 考		在宅者数	人

原子力災害時の避難所運営マニュアル

令和2年1月30日

発行 市町村による原子力安全対策に関する研究会
事務局 長岡市原子力安全対策室

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10

TEL 0258-39-2305 FAX 0258-39-2309

E-mail gen-an@city.nagaoka.lg.jp

URL <https://portal.radiation.city.nagaoka.niigata.jp/>